

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	介護保険法施行令第22条の2の2第6項及び第29条の2の2第6項の規定の適用の申請（基準収入額適用申請）	
根拠法令・条項	介護保険法施行令第22条の2の2第6項、第29条の2の2第6項 介護保険法施行規則第83条の2の3、第97条の2の2 堺市介護保険施行規則第43条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>同一の月に受けたサービスの利用者負担世帯合算額が一定額を超える場合に、当該超えた部分を高額介護（予防）サービス費として支給する。</p> <p>このうち、65歳以上で市民税の課税所得金額（収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費、基礎控除や人的控除等の控除をした後の所得金額）が145万円以上の方が同一世帯内におられる場合は、利用者負担限度額を44,400円とする。</p> <p>ただし、世帯内の65歳以上の者の収入の合計が単身で383万円未満、2人以上で520万円未満である場合は、利用者負担限度額を37,200円とする。</p> <p>利用者負担限度額が44,400円である者のうち、上記の適用を受けようとする要介護（要支援）被保険者は、「堺市介護保険基準収入額適用申請書」に必要事項を記載し、申請をしなければならない。</p> <p>上記の規定による申請をした者に対して、その内容を審査し、負担区分の決定を行い、「堺市介護保険基準収入額適用申請決定通知書」により通知する。</p> <p>※なお、平成29年8月から、利用者負担限度額37,200円⇒44,400円の改正が行われており、本申請は平成29年7月までのサービス利用分について、適用される。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	